

高松市まちづくり学校実行委員会 会則

(名 称)

第1条 本会は、高松市まちづくり学校実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、高松市自治基本条例（平成21年高松市条例第51号）に掲げる、市民主体のまちづくりを推進するため、地域の担い手となる人材の育成を図るとともに市民の交流促進づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人材育成に関すること。
- (2) 交流の場の提供、協働推進の普及啓発
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる者のうちから組織する。

- (1) 市民活動に関し識見を有する者
- (2) 市民活動団体の代表者
- (3) 地域コミュニティ協議会の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

(役 員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長及び監事は、委員のうちから委員長が指名する。

(委員長及び委員の任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、2年とする。

2 委員長及び委員は、再任することができる。

(委員長)

第7条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、やむを得ない場合は、委任状をもって出席に代えることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 委員会の会務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、高松市市民活動センターに置く。

(会計)

第10条 委員会の経費は、委託料及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この会則は、平成26年6月20日から施行する。
- 2 この会則は、事業とそれに係る事務終了後その効力を失う。